
都内ハローワークにおける

各種就労支援の取組状況

東京労働局職業安定部

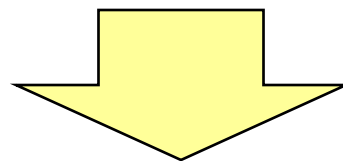
職業対策課 小林博志

I 生活保護受給者等就労支援事業

1 事業概要

生活保護受給者・児童扶養手当受給者の自立支援プログラム一環として、福祉事務所等からハローワークに就労支援の要請があった者に対し、福祉事務所等と連携を図りつつ、就労支援を行う。

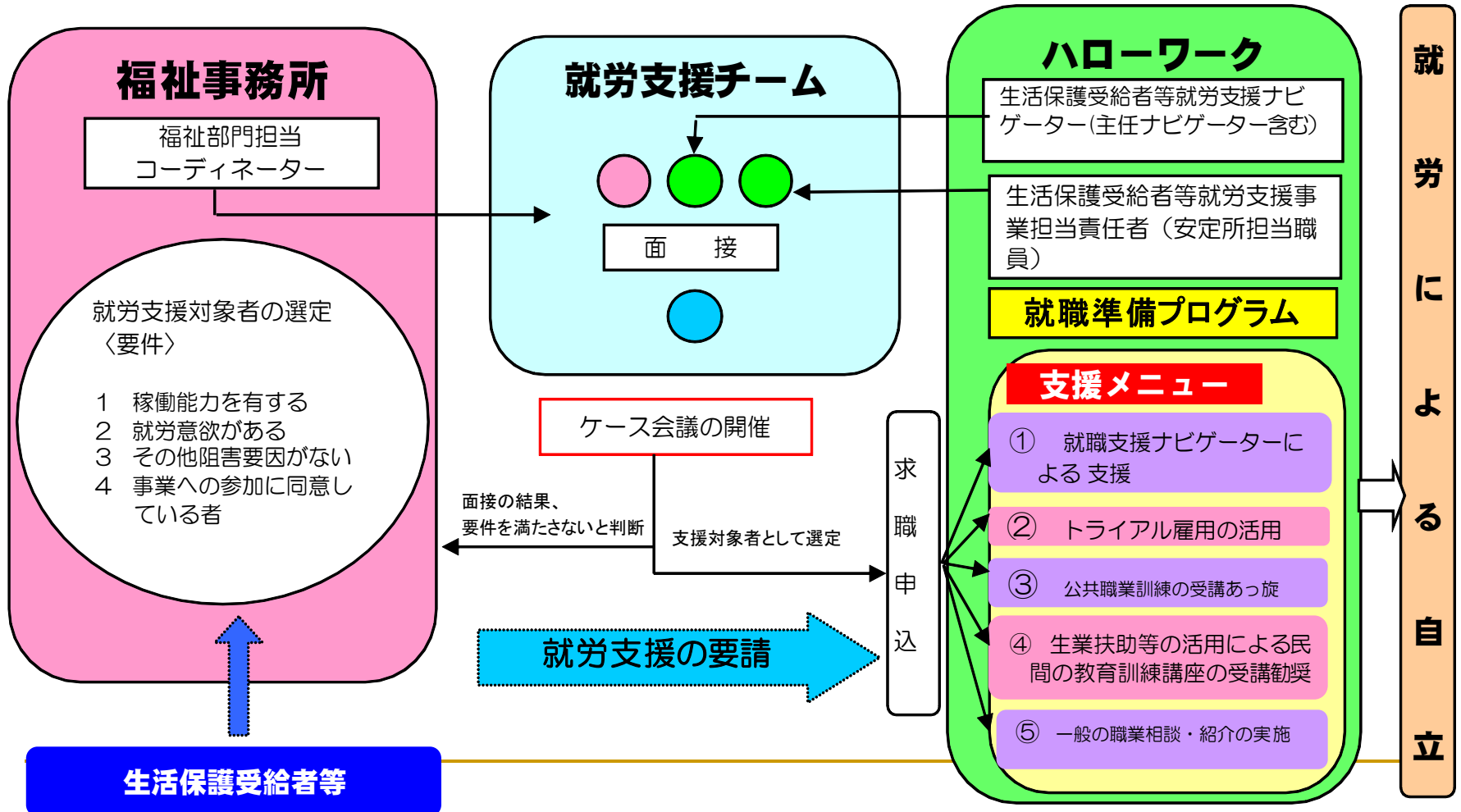
(平成17年度 ~ 事業開始)



事業目標：就職率60%

2 事業体制

生活保護受給者等就労支援事業のスキーム



3 実施状況

年 度	支援対象者数		就職件数		就 職 率	
		前年比		前年比		前年増減
平成17年度	1,710	—	786	—	46.0%	—
平成18年度	2,072	21.2%	1,383	76.0%	66.7%	18.2P
平成19年度	2,309	11.4%	1,512	9.3%	65.5%	▲6.9P
平成20年度	2,744	18.8%	1,714	13.4%	62.5%	▲3.0P
平成21年度	3,574	30.2%	2,008	17.2%	56.2%	▲6.3P
累 計	12,409		7,403		59.7%	

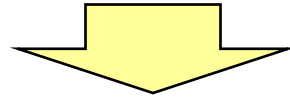
〔平成21年度
就職者状況〕

平成21年度（内訳）		
	生 保	児扶手当
対象者	2,970	604
就職数	1,631	377
就職率	54.9%	62.4%

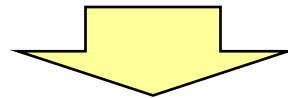
- 職 種 …… 生産工程・労務の職種に約4割
- 就業形態 …… 約6割がパートタイム
- 就職経路 …… 約7割がハローワークの紹介就職

4 事業運営の現況

事業開始以来5年が経過し、年々、福祉担当部門との連携が図られ就職件数が増加傾向で推移するなど、事業成果は向上している。



最近の保護人員の増大もあって、さらに事業成果が求められている。



依然として厳しい求人環境にあることなどから、福祉担当部門とより一層連携を密にしていくことが重要となっている。

(1) 最近多くみられる実施上の問題点

- 障害要因があると思われる支援対象者の支援要請が激増
 - ・ ケースワーカー等による選定協議が十分にできない状況になっている

- 支援対象者の増加等により十分な支援体制の確保ができない
 - ・ 書類選考が多く面接まで至らず自信喪失
 - ⇒ モチベーション低下によるフォローの増大等

- 対象者の抱える問題
 - ・ 対象者個々の状況から「生産労務等の職種」に限定されることが多い

- その他
 - ・ 各自治体の支援サービス(交通費の支給、面接スーツの貸与など)
 - ・ 身元保証人がたてられない(制度面、費用面により活用できない)
 - ・ 緊急連絡先がない(携帯電話がないなど)
 - ・ 中高年齢者向けの訓練科目が少ない(清掃・ビル管理など)

(2) 実績向上のための具体的取組み

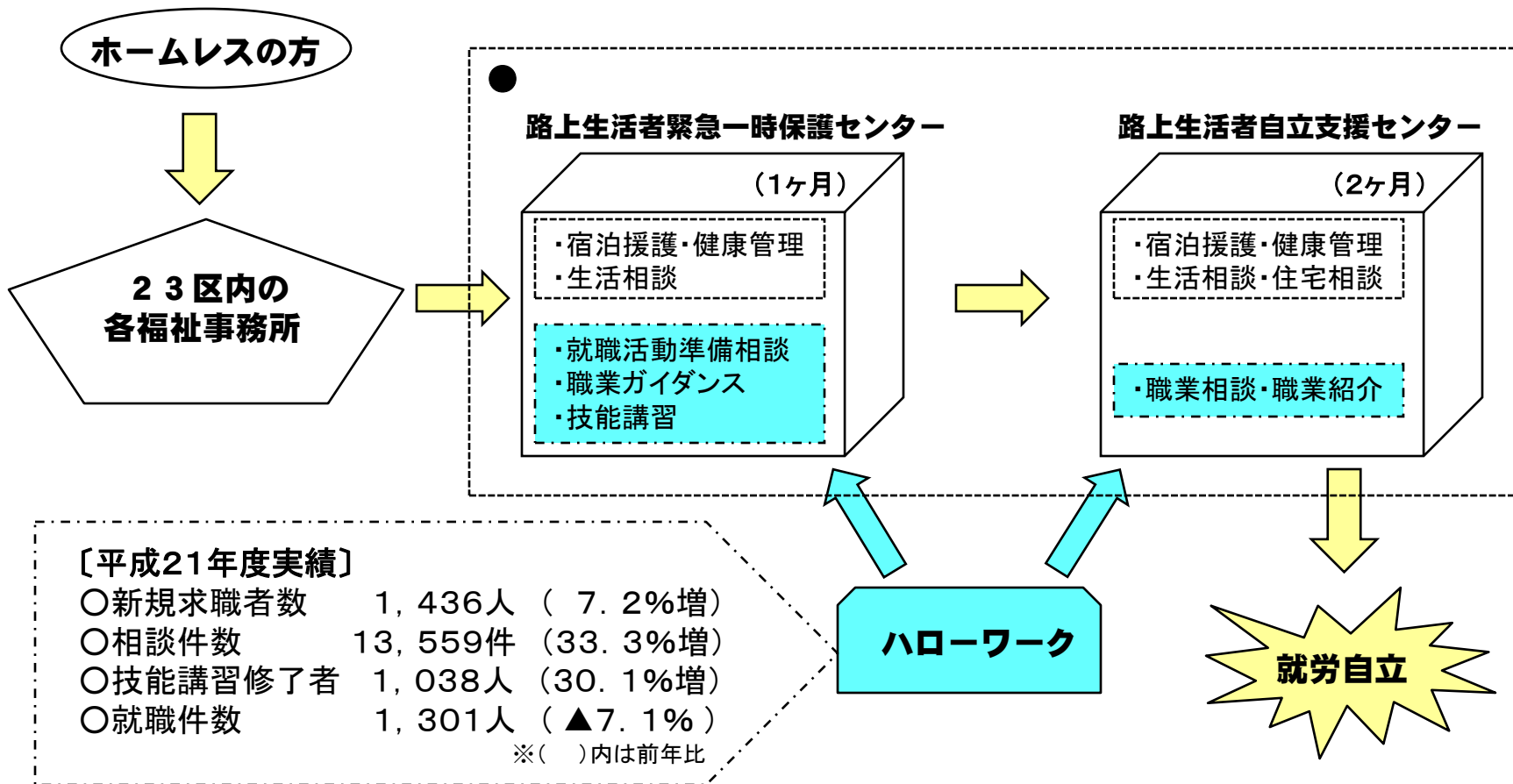
- 就労支援ナビゲーターを中心とした担当制による個別支援の徹底
 - ・ 就職意欲の喚起(モチベーションの維持等)、応募種類の作成、面接アドバイス等
 - ・ 次回相談日時の予約の徹底
- ハローワークの出先機関や福祉事務所等への出張相談の実施
 - ・ 継続支援実施のための工夫した職業相談の実施
- 職業訓練を活用した就職支援
 - ・ 公共職業訓練の募集枠に優先枠の設定(東京都との連携)
 - ・ 基金訓練を活用した就労支援の強化
- 地域の実情に応じた工夫した取組み
 - ・ ケースワーカー研修の実施
 - ・ 事業内容の説明リーフレットの作成配布
 - ・ 定期的な業務連絡会の実施

5 課題

- さらなる就労支援体制の整備
 - ・ 支援対象者の確実な送り出しの確保
 - ・ 支援対象者情報の共有化の推進
 - ・ 就職者の定着支援
- 量的かつ質的な求人の確保
 - ・ 求人開拓推進等とのさらなる連携強化
- 職業訓練科目等の充実
 - ・ 基金訓練の活用等

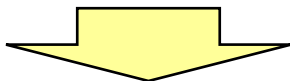
Ⅱ ホームレス自立支援(就労支援)事業

- 平成22年度より、「路上生活者緊急一時保護センター」と「路上生活者自立支援センター」を一本化し、『路上生活者新型自立支援センター』に順次移行されます。



Ⅲ 雇用と住居を失った者に対する総合支援事業

第二のセーフティネットの円滑な運営と就職支援の強化



- 「住居・生活支援アドバイザー」を配置（平成21年3月～）
- 一元的相談窓口（「住居・生活・就労支援コーナー」）を新設（平成22年4月～）

